

発行所 岡垣町役場
 責任者 岡垣町長 辻守荘

注意ください

「学校の体育館等使用」

八月四日の教育委員会で、小中学校の運動場や体育館を、学校教育以外で使う場合は、次のようになりましましたので十分注意してください。

岡垣町立小中学校施設の

開放に関する規則要点

(利用団体)

学校施設を利用する場合は、岡垣町に在住又は在勤する者が、成人の代表者も含め十人以上の団体をつくり、教育委員会に登録をし、事前に利用申込みをした場合に限り許可をする。

(管理責任者)

管理責任者とは、十人以上の使用グループのすべての管理をする二十才以上の責任者をいうが、管理責任者は常に善良な管理者としての、責任と注意をもって施設を利用しなければならない。

管理責任者がこの義務を怠った場合は登録をとり消す。

利用者(付添者も含む)は管理

8月17日商工会 青年部主催

盆踊り大会

(西高陽区 田中睦生氏 提供)

責任者の指示に従わなければならない。

(弁償責任)

利用者は、施設又は設備を故意又は過失で、破損、滅失したときは、損害を弁償しなければならない。

学校施設を使う場合の遵守事項

- 1、使用時間を厳守する(体育館は四月～十月は二二時三十分迄)
- 2、学校の湯茶は使わない。
- 3、学校の電話は使わない。
- 4、体育館内は禁煙・所定の場所以外では喫煙・火気の使用をしない。
- 5、使用許可以外の場所には立入らない。
- 6、体育館の鍵の受け渡しは勤務時間内にする。

援護業務移動相談

例年実施されています援護業務の移動相談が左記により実施されます。

記

一、日時 昭和52年9月7日
 10時～16時

相談事項

- 一、場所 八幡西区役所第32会議室
- 1、旧軍人、軍属等で傷害により死亡した場合の遺族援護。
- 2、戦没者の遺族等に対する特別

- 8、雨天後等で運動場に足型が残るときは使用しない。
- 9、使用後は原状に復し、清掃、施錠をする。
- 10、許可後、公的行事が緊急発生した時は許可を変更する。
- 11、使用許可後、使用しない時、使用目的を変更した時は、学校と教委に連絡する。
- 12、関係者以外の立入者にも遵守事項を徹底させる。
- 13、使用責任者(十人以上のグループが使用する場合、最初から最後まで現場において指導管理する二十才以上の責任者)は、使用後会場等の点検をし、使用簿を記する。

(教育委員会)

国民健康保険の手続き

- 1 弔慰金及び特別給付金。
- 2 戦傷病者の援護について。
- 3 旧軍人、軍属等の普通恩給、普通扶助料、一時恩給等。
- 4 旧軍人、軍属等の公務傷病による傷病恩給、障害年金請求等。
- 5 旧軍人、軍属等の叙位、叙勲について。
- 6 その他援護業務全般について。

◎資格と届出

○届出はすみやかに

世帯に属する被保険者の資格に異動があったときには、「世帯主は十四日以内に届出」をしなればなりません。次のことを参考にしてください。▲①は手続きを、▲②は手続きに必要なもの。

△印かん、被保険者証、母子手帳。

▲生活保護を受けなくなったとき、△印かん、保護廃止通知書。▲右の

病気やけがなどについては保険診療を受けることができます。

保険税については、資格発生の月までさかのぼって、納めなければならぬので、早めに手続きをして下さい。又断続給付があつても特定の病気が使用できません

△印かん、被保険者証、保護決定通知書。

◆資格がなくなった後に国保の保険証を使用した場合は医療費の返還をさせられ全額自己負担となります。

△印かん、被保険者証、保護決定通知書。

◆町内で住所が変わったとき、△印かん、被保険者証。▲世帯主や氏名が変わったとき、△印かん、被保険者証。▲世帯をわけたりい

つしよにしたとき、△印かん、被保険者証。▲保険証をなくしたとき、△印かん。▲高額療養費の支

給をうけると、△医療費の支払

が修学のため転出し被保険者証が必要とき、△印かん、在学証明書、被保険者証。

○国保の被保険者であるかどうかは、世帯主の届出によってはじめてわかります。したがってこの届出がされると前に記したとおりいろいろな面で困ることになります。

保険証について

◎保険証の正しい使い方

(1)内容を確かめておきましょう。氏名などの記入事項にまちがいはないかよく確かめ、裏面の「注意事項」もよく読んでおきましょう。

(2)勝手にいろいろ記入しない。自分で勝手に書きなおしたりすると無効になります。出生や死亡などの変動が家族にあつたときは、届出をして訂正を受けなければなりません。

(3)治療がすんだら手もとに保管し、お医者さんのところに預け放しにしておくとは不便であり、粉失などの事故のもととなります。

(4)貸し借りはダメ。不正行為や不当利得として損害をこうむることになります。

(5)資格がなくなつたらすぐ返す。転出や、他の健康保険に加入した時は、すぐに保険者に返してくだ

さい。資格を失っているにもかかわらず、手もとに保険証がある

ばかりにうっかりその保険証で診療を受けると、あとで不正、不当利得としてお金を返すことになり

たりして困ることになります。

(6)無効になった保険証は返す。粉失したり、破れたり汚れたりしたときは、新しい保険証が交付

されます。そうならないように日ごろから大切に扱ってください。

もし、新しい保険証の交付を受けたときは、古い保険証は無効とな

っていますから必ず返してください。

◎保険証の正しい使い方

(1)内容を確かめておきましょう。氏名などの記入事項にまちがいはないかよく確かめ、裏面の「注意事項」もよく読んでおきましょう。

(2)勝手にいろいろ記入しない。自分で勝手に書きなおしたりすると無効になります。出生や死亡などの変動が家族にあつたときは、届出をして訂正を受けなければなりません。

(3)治療がすんだら手もとに保管し、お医者さんのところに預け放しにしておくとは不便であり、粉失などの事故のもととなります。

(4)貸し借りはダメ。不正行為や不当利得として損害をこうむることになります。

(5)資格がなくなつたらすぐ返す。転出や、他の健康保険に加入した時は、すぐに保険者に返してくだ

さい。資格を失っているにもかかわらず、手もとに保険証がある

ばかりにうっかりその保険証で診療を受けると、あとで不正、不当利得としてお金を返すことになり

たりして困ることになります。

(6)無効になった保険証は返す。粉失したり、破れたり汚れたりしたときは、新しい保険証が交付

されます。そうならないように日ごろから大切に扱ってください。

もし、新しい保険証の交付を受けたときは、古い保険証は無効とな

っていますから必ず返してください。

(7)保険証は一世帯一枚が原則。家族の一人ひとりが同じように被保険者であつても、被保険者証

は一世帯一枚しか交付されません。しかし、長期間の旅行や出張、

出かせぎ、あるいは学校に通うために親元を離れて生活する場合に

は、一枚の保険証では不便です。で、その被保険者のために世帯主

名のもう一枚の保険証を申出により交付することができます。

(8)保険証は二年ごとに更新です。保険証の有効期間は二年間です。

(但し、中の一年で検認いたします)その理由は、無効の保険証を

回収したり、被保険者の資格を正しく確認したりするためです。

いま使っている保険証は昭和五

十三年三月三十一日までの有効期

間しかありません。

◎保険証とは。保険証は、正しくは「国民健康

保険者証」といいます。

見なおそう

考えなおそう

みづのかち

皆さん、水道の水は大切に使用

ておられることと思います。先般

各家庭に節水のチラシ及びステッ

カーを配布していただきましたが

ご協力をお願いします。ステッ

カーについては炊事場、洗面所、風

呂場等、水道をよく利用する所に

貼っていただきましたが、まだま

だ暑さが続きますので水の需用は

へりません。限りある水資源を最

大限有効に利用するには各家庭の

一人一人が水を大切に使うことが

重要なことです。子供さん達にも

よく承知させて下さい。

皆さんの御協力をお願いします。

いつも使う水

だけどつつい

忘れる大切さ

水道課

一日一円の交通災害共済に加入しましょう。

昭和52年10月1日より見舞金の最高額60万円が90万円になりました。

◇出資金 一世帯一〇〇円です。
(継続の方不要)

◇共済掛金 一人年額二六〇円です。

この制度は皆さんが僅かな掛金を出し合い不幸にして交通事故にあわれた方々に御見舞金をさし上げる、相互扶助を基本にした共済制度ですので、家族ぐるみの加入をお願いいたします。

◇共済期間 毎年10月1日より翌年の9月30日までの一年間です。

◇加入資格 市内にお住まいの方。(修学のため市外に居住している学生は加入できません。)

◇共済取扱要領 継続の方はすでに申込書に加入者名を記入し隣組単位で区長へ送付いたしておりますので、隣組長又は区長へ仮領収書と引き替えに代金を支払って下さい。又、新規加入者は、各戸に配布します桃色の新規加入

◇今年度見舞金等級表

申込書に記入され、隣組長又は、区長へ代金と一緒に支払い下さい。

◇昨年度支払状況
一等級(60万円) 2件
二等級 1件
三等級 6件
四等級 2件
五等級 6件
六等級 2件

加入者数) 四九一七人
(加入者率) 二二・一%

無料人権相談開設

岡垣町では皆さんの人権尊重と、平和で明るい生活のために、特設の人権相談所を開設しますので、あなたの身のまわりに理由なく無理をしいられたり、人格を無視されたり悩んでおられる方、又農地、借地借家、金銭貸借、戸籍登記その他、家庭内のいざこざで心配されている方の相談に

応じます。相談内容については絶対に秘密にされます。一般の法律問題でも結構です。ご遠慮なくお出下さい。

一、日時 9月29日午前10～15時
一、場所 岡垣町東部公民館
一、相談員 人権擁護委員
法務局職員

秋の交通安全運動

9月21日から

県民のすべてに交通安全思想を普及徹底し、正しい交通ルールと安全な行動の実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として次の要領で実施される。

期間 9月21日から9月30日まで
主唱 交通安全をなくす福岡県
県民運動本部
実施機関・団体
福岡県警外各種団体

運動の重点
(1)歩行者、自転車利用者、特に子どもと老人の事故防止。
(2)夜間における交通事故の防止。
(3)踏切事故の防止。

- (4)シートベルト着用の推進
- 重点実施事項
- (1)生活ゾーン対策
- (2)交通安全教育
- (3)夜間の交通事故防止対策
- (4)飲酒運転追放運動
- (5)踏切り事故防止対策
- (6)シートベルト着用
- (7)広報活動

※ みんなで守ろう交通安全
総務課

◇見舞金

単位万円

| | 災害の程度 | 入院日数 | 金額 |
|-----|-------------------------|-----------------------|------|
| 一等級 | 死 亡 | | 90 |
| 二等級 | 不 具 廢 疾 | | 60 |
| 三等級 | 180日以上医師の治療を要した傷害 | 300日以上 | 16.5 |
| | | 240日～299日 | 13.5 |
| | | 180日～239日 | 11.0 |
| | | 150日～179日 | 9.5 |
| | | 120日～149日 | 8.0 |
| | | 90日～119日 | 7.0 |
| | | 60日～89日 | 5.5 |
| | | 30日～59日 | 4.0 |
| 四等級 | 90日以上180日未満の医師の治療を要した傷害 | 30日未 満 | 3.5 |
| | | 150日～179日 | 8.0 |
| | | 120日～149日 | 6.0 |
| | | 90日～119日 | 5.0 |
| | | 60日～89日 | 4.0 |
| | | 30日～59日 | 3.5 |
| | | 30日未 満 | 2.7 |
| | | 60日～89日 | 3.5 |
| 五等級 | 30日以上90日未満の医師の治療を要した傷害 | 30日～59日 | 2.7 |
| | | 15日～29日 | 2.3 |
| | | 15日未 満 | 2.0 |
| | | 7日以上30日未満の医師の治療を要した傷害 | 2.0 |
| 六等級 | 7日以上30日未満の医師の治療を要した傷害 | 15日～29日 | 2.0 |
| | | 15日未 満 | 1.4 |

※入院をしない場合は各等級の最低額です。

移動県政相談 交通事故相談

を開設

県では次のように移動県政相談、交通事故相談を開設します。福祉、年金、道路、保健など県政一般に対する意見、要望、苦情や交通事故などの相談に応じます。お気軽にご利用ください。

市、遠賀郡
参加機関 交通対策課、遠賀福祉事務所、八幡社会保険事務所、遠賀保健所、北九州土木事務所、広報室

○期日 九月十四日(水)
○時間 十三時から十六時まで
○場所 中間市大字中間 中間市役所

※なお、くわしいことは県総務部
広報室(TEL〇九二一七七一
一六〇五〇)に、おたずねください。

○実施対象地区 北九州市、中間

消防一一九コーナー

◎ 台風に備えよう

台風のエネルギーの大きさは、想像がつきません。従って予想外の大きな被害も起ります。この台風災害も、私達の工夫と努力で、ある程度は防げるものです。台風に備えて次の準備をしましょう。

- 1、停電に備えて懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意する
- 2、大工用具は、いつでも使えるようにしておく。
- 3、建物の補強ができるよう、もう一度確認しておく。
- 4、貴重品をまとめておき、医薬

品も用意する。
5、いつでも飲めるように水筒の用意を。

◎ 燃えない環境づくり

火事を出さない、自分の家を燃やさない為には、日頃の燃えない工夫と環境づくりが大切です。

- 1、居間 防炎カーテンを取付け、壁や天井は耐火性のボードにしよう。
- 2、台所 ガスコンロの周りにステレンス等をはり、コンロの上の棚は最低一メートルの間隔をとろう。

3、浴室 煙突がぬける壁の部分には、"めがね石"を入れて過熱を防ぐように。

4、家の周りの整理 木箱、ダンボール等を放置して放火の材料にしないように。

電話の正しいかけ方〇〇〇

ビジネスに、日常生活に、電話が欠かせない必需品となっており、電話を上手に使っていただくために、次のことに注意しましょう。

- 1、番号は記憶にたよらず、よく確かめてからダイヤルしましょう。
- 2、ダイヤルは、続けて最後まで回しましょう。
- 3、ダイヤルの途中で、5秒以上間をおくと、切れることがあります。
- 4、呼出音がなっているときは、10回程待ちましょう。
- 5、相手がお話し中のときは、3分ぐらい待ってかけなおすと、たいていつながります。
- 6、電話にも、ラッシュユがあります。
- 7、よくおかけになる電話番号は、書抜帳に必ずひかえておきましょう。

火災・救急発生状況

(1月から6月まで)

| 町名 種別 | 水巻 | 岡垣 | 芦屋 | 遠賀 | 計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 火災 | 7 | 4 | 8 | 0 | 19 |
| 救急 | 213 | 149 | 129 | 109 | 600 |

遠賀郡消防署

環境衛生業務

従事者募集

一、求人先 遠賀ダスト・センター
岡垣町野間 電〇〇二一八
二、職種と人員

一坪園芸(五)

秋野菜の講習会と、苗類の交換会を計画して居ります。
一回目 九月十日九時から
アスパラガス苗一年生二株宛。
カリフラワ、プロッコリ苗三株を、予定して居ります。
二回目 十一月二十日頃
各種苗類、中国菜外、場所、野間一坪園芸場、田甫の中央に拡声機の有る処
御家庭で各種余剰の苗が有りましたら、お電話下さい。当方からお伺いします。
三吉 藤村実 二二二四五

A ゴミ車運転手(男)若干名
B ゴミ収集作業員(男)若干名
三、資格
A 運転免許保有者 三十才迄
B 四十才迄
四、待遇
給与・社内規定による。
賞与一年2回。
社会保険有、年次休暇有。
マイク口送迎。
五、その他
履歴書受付 九月二十日迄
面接 九月二十四日午後
送付、問合せ先は求人先へ!!

香典返しとして寄付

社会福祉協議会へ

- 一、吉木区故森川タキ子殿 67才
- 昭和52年7月1日死亡
- 森川日出子殿より
- 一、三吉区故藤岡イワヲ殿 82才
- 昭和52年7月3日死亡
- 藤岡常雄殿より
- 一、高倉区故石田定殿 66才
- 昭和52年7月4日死亡
- 石田定幸殿より
- 一、波津区故刀根マサ殿 77才
- 昭和52年7月10日死亡
- 刀根敏男殿より
- 一、内浦区故大木モリエ殿 78才
- 昭和52年7月15日死亡
- 大木慎介殿より
- 一、東海老津故早川洋勝殿 34才
- 昭和52年7月21日死亡
- 村上幸男殿より
- 一、海老津区故牛島光伸殿 67才
- 昭和52年7月23日死亡
- 牛島一殿より
- 一、内浦区故亀石タケ殿 81才
- 昭和52年7月28日死亡
- 亀石正明殿より
- 一、原区故福田シト殿 92才
- 昭和52年7月24日死亡
- 福田正章殿より

議会だより



第二回岡垣町議会(定例会)は六月二十八日召集され、議案十二件、陳情請願七件が上提された。本会議での主な案件は、各種条例改正であった。

議事案件の審議が全部終了したので、七月八日をもって第二回定例会は、閉会された。

▽議案第四十一号(原案可決)

▽議案第四十三号(原案可決)

岡垣町印鑑条例

全国市町村の印鑑登録証明事務制度の統一化を図るため、自治省より行政指導のあった「印鑑登録証明事務処理要領」に基づいて条例の整備改善を行うものである。

▽議案第四十四号(原案可決)

岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

岡垣町特別職報酬等審議会に諮問し答申を得たので提案します。

▽議案第四十五号(原案可決)

岡垣町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

岡垣町特別職報酬等審議会に諮問し答申を得たので提案します。

▽議案第四十六号(原案可決)

岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

岡垣町特別職報酬等審議会に諮問し答申を得たので提案します。

▽議案第四十七号(原案可決)

岡垣町国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたため。

▽議案第四十八号(原案可決)

岡垣町営住宅建設管理基金に関する条例

岡垣町営住宅の建設及び管理を円滑に実施するため。

▽議案第四十九号(原案可決)

岡垣町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

住民サービスの向上と事務の省力化を図るため。

▽議案第四十九号(原案可決)

岡垣町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

住民サービスの向上と事務の省力化を図るため

▽議案第五十一号(原案可決)

岡垣町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害等共済基金法施行令の一部改正のため

▽議案第五十二号(原案可決)

農作物共済水稲無事もどしについて

▽議案第五十三号(原案可決)

庁舎改装工事請負契約について事務室が狭くなったので一階のピロティの改装工事を実施し、事務向上を計るため

▽報告第二号(原案可決)

昭和五十一年度岡垣町繰越明許費繰越計算書について

▽報告第三号(原案可決)

昭和五十一年度岡垣町水道事業特別会計繰越費繰越計算書の報告について

▽報告第四号(原案可決)

昭和五十一年度岡垣町土地開発公社決算報告について

▽意見書第二号(原案可決)

国民健康保険事業への県費補助増額に関する意見書の提出について

▽決議第二号(原案可決)

北方領土の早期返還に関する決議について

▽陳情第一号(継続審議)

老人憩の家建設に関する陳情

▽請願第二号(継続審議)

三吉主幹道路バイパスの新設に関する請願

▽陳情第四号(不採択)

百合ヶ丘区公民館用地について

▽陳情第五号(継続審議)

溜池埋立について

▽請願第五号(不採択)

町土地譲渡の件

▽陳情第六号(継続審議)

地区公民館建設補助金増額について

▽陳情第七号(継続審議)

岡垣町老人福祉会館建設に関する請願

▽請願第九号(継続審議)

老人福祉センター建設促進に関する請願書

▽請願第十号(採択)

炭鉱離職者緊急就労事業、産炭地域開発就労事業の延長及び産炭地域開発就労事業、特定地域開発就労事業の通年雇用に関する請願書

▽請願第十一号(継続審議)

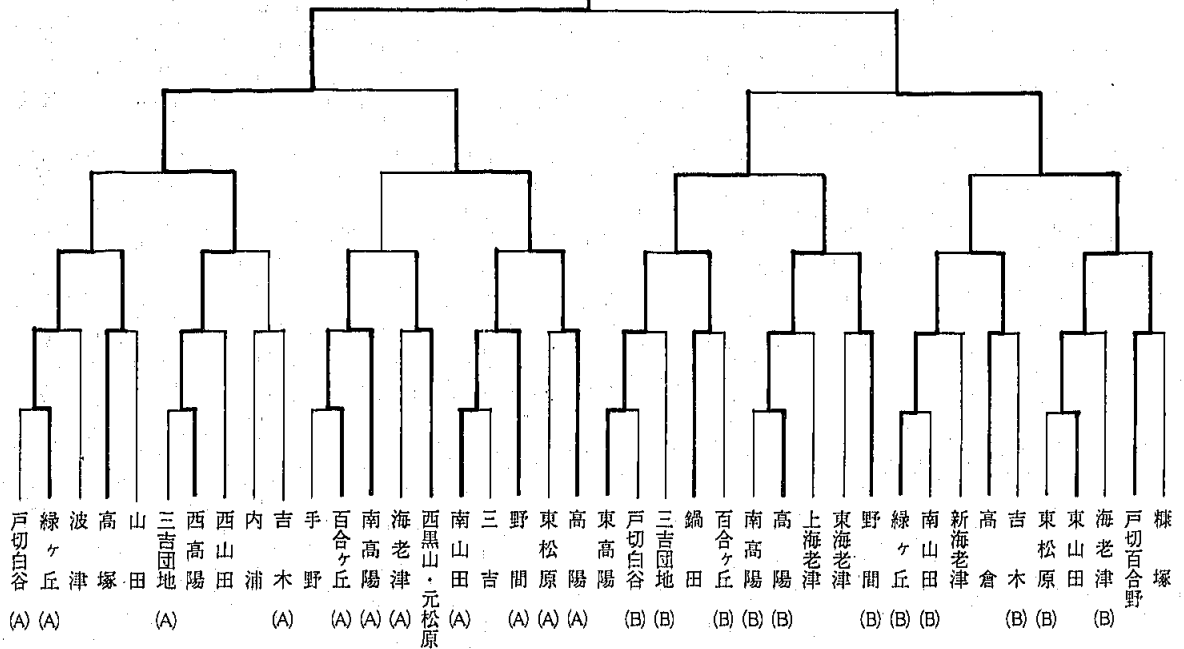
東部地区福祉施設建設のための請願書

▽請願第十二号(採択)

昭和五十二年産米政府買入価格の引上げ等に関する請願

少年少女ソフトボール大会 優勝 西高陽

(7月29日・30日・31日実施)



遠賀郡民体育大会結果

昭和五十二年度第十八回遠賀郡民体育大会が八月七日に行なわれ結果は次のとおりでした。
バドミントン

- 団体戦
 - 一般男子
 - 優勝 岡垣町 二位 遠賀町
 - 三位 芦屋町 四位 水巻町
 - 一般女子
 - 優勝 岡垣町 二位 水巻町
 - 三位 芦屋町 四位 遠賀町
 - 壮年男子
 - 優勝 芦屋町 二位 水巻町
 - 三位 岡垣町 四位 遠賀町
 - 個人戦
 - 一般男子シングルス
 - 優勝 池田明男(岡)
 - 二位 渡辺隆裕(岡)
 - 一般女子シングルス
 - 優勝 半川留美子(岡)
 - 二位 山田千鶴(岡)
 - 壮年男子シングルス
 - 優勝 山口満行(芦)
 - 二位 村上尚(水)
- 卓球
 - 青年の部
 - 優勝 岡垣町 二位 水巻町
 - 三位 芦屋町 四位 遠賀町
 - 一般の部
 - 優勝 岡垣町 二位 芦屋町
 - 三位 遠賀町 四位 水巻町
 - バレーボール
 - 一般女子
 - 優勝 芦屋町 二位 遠賀町
 - 三位 岡垣町
 - 青年女子
 - 優勝 水巻町 二位 芦屋町
 - 三位 岡垣町
 - 野球
 - 優勝 岡垣町 二位 遠賀町
 - 三位 水巻町・芦屋町
 - 軟式庭球
 - 一般の部
 - 優勝 芦屋町 二位 水巻町
- 弓道
 - 一般男子
 - 優勝 芦屋町 二位 岡垣町
 - 三位 水巻町
 - 一般女子
 - 優勝 芦屋町 二位 岡垣町
 - 三位 水巻町
 - 剣道
 - 一般男子
 - 優勝 水巻町 二位 芦屋町
 - 三位 岡垣町
 - 個人戦
 - 五段の部 二位 広渡忠哉
 - 相撲
 - 一般の部
 - 優勝 岡垣町 二位 遠賀町
 - 三位 芦屋町
 - 青年の部
 - 優勝 遠賀町 二位 岡垣町
 - 三位 芦屋町
 - 陸上競技
 - 優勝 遠賀町 二位 芦屋町
 - 三位 水巻町 四位 岡垣町

壮年バレーボール 大会予告

昭和五十二年度壮年バレーボール大会を十月十六日(日)午前九時より実施いたします。
昭和二十二年五月九日以前に出生した男子で編成されたチームで、十月七日(金)十七時までに、中央公民館(二二二二八)へ申込みください。

「福岡県青年の船」

団員、班長募集

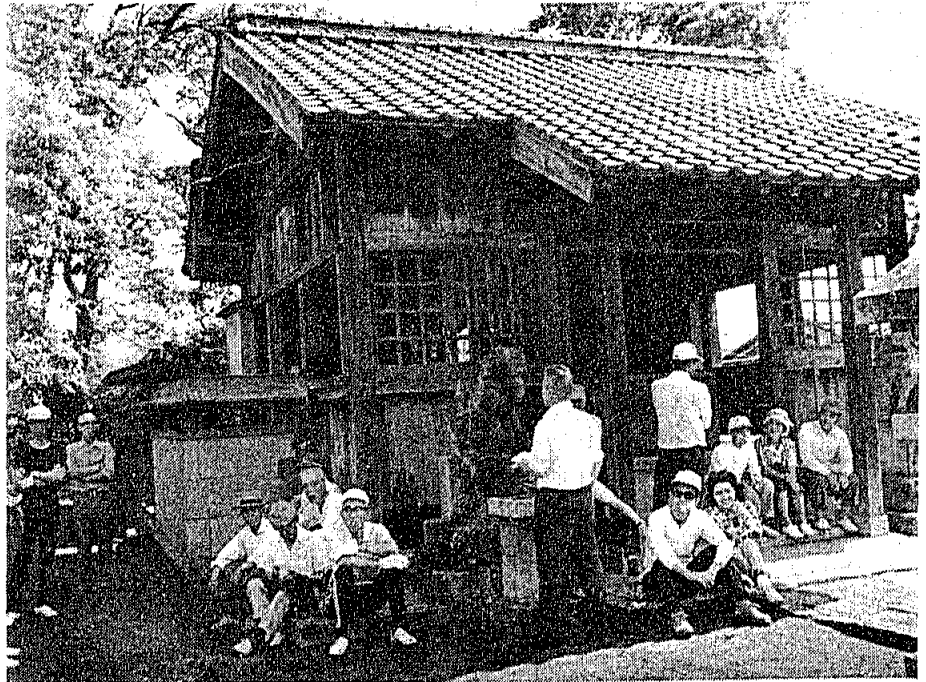
- 一、目的地
中華人民共和国(広州市)及び
沖縄県を訪問
- 二、使用船
商船三井客船「にっぽん丸」
約一〇、〇〇〇トン
- 三、日程
昭和53年1月11日(土)から、
1月24日(金)まで14日間
- 四、参加者負担金
一般団員は、参加費として一人
五万円のほか、旅券、入国査証に
ともなう経費、事前研修の参加費
用・旅行傷害保険等の経費、約二
万円を負担していただきます。
「青年の船」運行中及び事前研修
中に生じた負傷・疾病等にもな
らぬよう、
- 五、資格
昭和26年4月2日から昭和32年
4月1日までに出生の男女・協調
性に富み、主催者の計画に従って
規律ある旅行および団体生活がで
きるとともに、かなりのハードス
ケジュールに耐え得る心身ともに
健康な者。
- 六、募集人員 約三〇〇人
- 七、募集期間
9月1日から9月30日まで
- 八、募集の窓口
岡垣町教育委員会、詳しいこと
や、申込書などの関係書類は募集
窓口へ。

湯川山登山

- 一、期日九月二十五日九時内浦バ
ス停集合 雨天のときは十月二日
- 二、持参品 弁当、水筒、バス賃
- 三、行程十二時頂上十五時湯川海
岸十七時波津バス停解散。
- 四、注意事項
- 1、成田山から直接登るので道が
悪いから、小学生以下は遠慮の
こと、履き物には十分注意。
- 2、途中岡垣の歴史・文化財を説
明する。
- 3、事故については自己負担
体力づくりのため多勢参加くださ
い。

公民館

6月12日の歩こう会……



東黒山 (二)



東黒山の区長の家に、元文三年(一七三八年)……今から

二四〇年前……徳川吉宗の代から、代々の区長に引継がれ

た「三里松原伐採禁止」の御墨付がある。
現在の区長河野勉氏よりいろいろき、便宜をはかつてもらう。

三里松原

岡の松原とも垣崎の松原ともい
う。

筑前国続風土記に「内浦の西、
原村より芦屋までの海辺に、高き
岡つづけり。ゆえにその辺を岡と
称し、那の名もこれによりて名付
しならん。」と書いており、原から
芦屋まで大砂丘があるので、遊賀
那の名も、遊賀をオカと読み、こ
れから出、岡垣の岡もこの砂丘か
ら名付けたものである。

ところが遊賀郡誌には「神功皇
后暫く岡湊に駐まりたまいに、
西風の烈しきを厭わせたまい、吉
木より芦屋の辺まで松を植えて垣
となしたまいし故、その辺を垣崎
の庄と名づく」と。

また「ついに、ここに宿陣させたま
いしが、海風烈しかりしを厭い
千本の松をささせたまいしに、こ
の松おい茂りしかばそこを名づけ
て垣崎松原という」と載っている。
三里松原は神功皇后が植えられた
という伝説である。

しかし、平家物語八巻に、安德
帝が都落ちされた模様を書いて、
「住吉宮崎宗像香椎伏拝み、主上
ただ旧都還幸のみぞ祈られける。
垂見山鶴浜という峻嶮難を凌がせ



東黒山にある御墨付

たまたいで渺々たる平沙へ赴きたま
いける。いつならわしの御事をれ
ば御足より出る血は沙を染め、紅
の袴は色をまし、白袴は裾紅にぞ
なりにける云々」とある。八百年
ぐらい前のことである。その頃は
この文章からみると、三里松原も
鳥取の砂丘のように砂ばかりだっ
た。

もつとも、平野の浜山には池が

あつたし、元松原のもとの安楽院
のあつたところには、ドンドンの
漣」といって泉がわいているし、
潮入川、矢矧川沿線、及び海岸近
くの水の集るところは水分があり、
そこには楠、松の原木や、雑草、
雑木は繁茂していただろう。
時の為政者はこの緑をふやし、風
防砂防にしようとしたが、何しろ
広大な砂丘である。手の施しよう

がなかった。それが本格的にとり
組まれたのは徳川時代になつてか
らである。

* * *

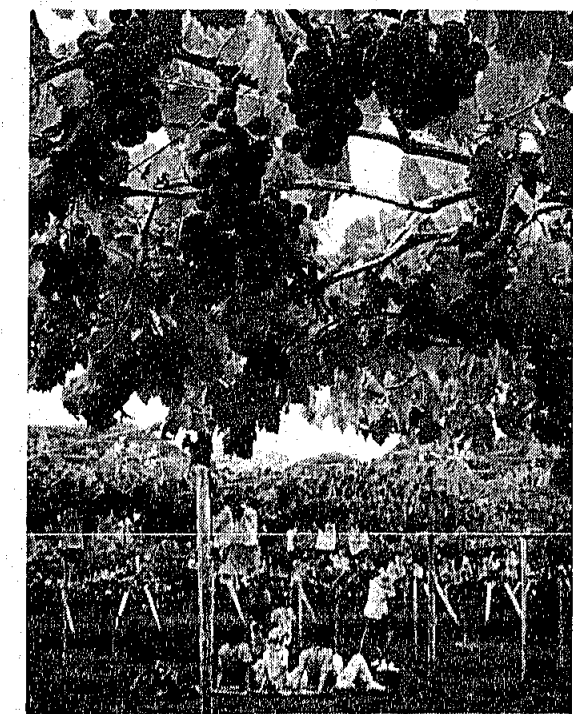
筑前に来た黒田侯は、慶長十五
年(一六一〇年)に生松原・地蔵
松原に、元和四年(一六一八年)
には百道松原に松を植えさせてい
る。また、箱崎松原は寛文三年
(一六六三年)から毎年三百本ずつ
植え、粕屋下府村の海岸に寛文、
延宝の頃、防風林として松を植え
させた記録がある。

* * *

速賀郡芦屋附近の松植は、明暦
寛文、延宝(一六五五年より一六
八〇年)……四代將軍徳川家綱の時
代)と引続いて行なわれている。
しかし三里松原は広大で、その
上砂丘ばかりのところに北風、潮
風が強く、ただ植えただけではな
かなか根づかない。
それで元文三年四月に速賀・宗像
粕屋・志摩の海辺の村々に松植を
命じた。
それが東黒山区長宅にも保存され
ている墨付。「御書附」と書いた
小さな木箱に納められ、代々区長
に引継ぎされている。内容は、

定

浜付砂吹上年々田島荒候想而地所
ノ損亡ハ重キ事ニ候故砂除のため
当元文三年より浜辺松植立被何時
ノ条常々手入相仕
というふうに、昔の文章、御家流
で書いてあるので非常に読みにく



い。これを平易に書きなおすと。

「定

浜付の砂が吹き上げ年々田島が
荒れてきた。すべて土地の損亡は
極めて重大なことだから、砂除け
のため当元文三年より浜辺に松を
植え立てられる。
常に手入れをし下草も伐りとらな
いよう。後年になり如何なる事情
があろうとも浜辺砂除けの松諸木
は切つてはいけないという定めで
ある。後年になって当時の詮議で
役人が伐ろうとしても、この書付
を示して断ること。
右の通りであるから、百姓とし
ても伐り荒すことがあつたら重科
に処せられること。

高倉ぶどう狩り

高倉にて 田中陸生氏提供

元文三年四月 吉田六郎太夫
速賀郡 黒山村
* * * 榎郷 蒔崎 * * *

花押(書き判)のおかれたこの
御書附は、芦屋村、黒山村、同枝
郷蒔崎、榎郷、原、吉木、中原、
有毛、安屋、松原、平野、三吉、
内浦、戸畑、志摩郡の野北、彼志
芥屋、新町、小金丸、櫻井、久家
西浦、今津、今津枝郷大原
裏粕屋郡古賀、建内、上府、下府
上和田、三苦
宗像郡の田野、江口、神湊、下穂
牟田尻、勝浦、鐘崎、上八、宮司
津屋崎の各村に宅通すつ渡された。